

佐賀県主任介護支援専門員更新研修の受講要件の取扱いについて

この取扱いは、佐賀県主任介護支援専門員更新研修実施要綱「2. 対象者」中の

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者

について定めたもので、令和3（2021）年度佐賀県主任介護支援専門員更新研修から適用するものとする。

第1 「① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者」の取扱いについて**1 対象となる者**

次の（1）～（3）のいずれかに該当する者とする。ただし、次の（1）～（3）に掲げる各研修の対象となる期間は、下記「2 研修の対象期間」のとおりとする。

（1）別添に示す団体等が主催または共催する研修で以下の全てを満たす研修の企画を行った者

- ・研修の形態が、講義、演習、グループワーク、分科会、部会又は実習形式で行われたもの。
- ・職場研修等の内部研修や地域ケア会議ではないこと。

（2）次のア、イのいずれかの研修の講師やファシリテーターを行った者

- ア 介護支援専門員法定研修（介護支援専門員実務研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、介護支援専門員更新研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修）
- イ 介護支援専門員地域同行型研修

（3）「佐賀県主任介護支援専門員フォローアップ研修」（佐賀県介護保険事業連合会及び佐賀県介護支援専門員協議会主催）を修了した者で、介護支援専門員実務研修の実習受け入れ事業所の実習指導者として実習生を指導した者**2 研修の対象期間**

上記1の（1）～（3）に掲げる各研修は、「前回の主任介護支援専門員（更新）研修を修了した後に実施された研修で実績が確認できるもの」とする。

3 実績の証明について

- （1）上記1の（1）～（3）の実績は、研修を実施した機関が「別添様式1」により証明するものとする。ただし、他の文書（研修を実施した機関からの講師を依頼された文書の原本又は原本と相違ない旨を証明した写し等）により実績が確認できる場合は、「別添様式1」の提出を省略すること

ができるものとする。

- (2) 上記1の(1)の場合は、「別添様式1」と併せて、企画した研修の実績報告を「別添様式2」により提出するものとする。

4 留意事項

(1)の研修主催団体等が別添に示す団体等でない場合は、受講申込み締切日の3ヶ月前までに県長寿社会課介護指導担当(TEL0952-25-7105)に対象となる研修か否かの確認を行うものとする。

第2 「㊟ 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者」の取扱いについて

1 対象となる者

下記「2 法定外研修等の範囲」に規定する研修に年4回以上参加し、かつ、それらの研修の受講時間の合計が24時間以上となる者とする。ただし、当該研修の対象となる期間は、下記「3 研修の対象期間」のとおりとする。

なお、1つの研修が数日間ある場合は、1日ごとに1回の研修を受講したものとする。(例：2日間の研修を修了した場合は、2回とカウントする。)

2 法定外研修等の範囲

法定外研修等の範囲は、次の(1)～(4)の全てに該当し、介護支援専門員の質の向上に資する研修とする。

- (1) 研修の主催又は共催が、別添に示す団体等であること。
- (2) 研修の形態が、原則として、講義、演習、グループワーク、分科会、部会又は実習形式であること。
- (3) 1日の研修時間が2時間以上であること。
- (4) 職場研修等の内部研修ではないこと。

3 研修の対象期間

対象となる研修は、「前回の主任介護支援専門員(更新)研修を修了した年度から主任介護支援専門員更新研修を受講する年度の前年度までの間のいずれかの1ヵ年度(4月1日から翌3月31日まで)に修了したもの」とする。ただし、R3年度に限り、「主任介護支援専門員更新研修を受講する年度の前年度4月1日から受講申し込み締切日までに受講又は修了したもの」も対象とする。

4 実績の証明について

- (1) 研修が修了したことの証明は、研修修了時に発行された修了証明書の写し等により行うものとする。ただし、研修主催団体等が修了証明書を発行していない場合や修了証明書を紛失した場合等は、「別添様式3」により研修主催団体等に修了証明を依頼し、「別添様式4」により修了の証明を受けるものとする。

- (2) 1日の研修時間が1日2時間以上であることの証明は、研修主催団体等が作成した研修開催通知や研修カリキュラムにより行うものとする。

5 留意事項

- (1) 県に対して個別の研修が対象となる研修に該当するか否か等の事前の確認は基本的に不要とするが、受講申込者各自において、上記の要件を確認し、主任介護支援専門員に求められている役割等を十分理解した上で申し込みを行うこと。

※ 各研修の受講に当たっては、単に受講要件（年4回、24時間以上）を満たすことを目的とするのではなく、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とし、主任介護支援専門員の自覚と責任を持って受講すること。

※ 一般市民向けに開催された講演会を聴講した場合等で介護支援専門員の質の向上に資するものと認められないものは対象の研修とはしない。

- (2) 研修主催団体等が別添に示す団体等でない場合は、受講申込み締切日の3ヶ月前までに県長寿社会課介護指導担当（TEL0952-25-7105）に対象となる研修か否かの確認を行うものとする。

第1の1(1)及び第2の2(1)に規定する団体等の一覧

No.	団体等の名称
1	佐賀県
2	県内市町
3	県内介護保険者
4	地域包括支援センター
5	佐賀県介護保険事業連合会
6	一般社団法人日本介護支援専門員協会
7	佐賀県介護支援専門員協議会、県内各支部介護支援専門員協議会
8	一般社団法人日本ケアマネジメント学会
9	佐賀県社会福祉協議会、県内市町社会福祉協議会
10	日本医師会、佐賀県医師会、県内郡市医師会
11	日本社会福祉士会、佐賀県社会福祉士会
12	日本介護福祉士会、佐賀県介護福祉士会
13	日本作業療法士会、佐賀県作業療法士会
14	日本理学療法士会、佐賀県理学療法士会
15	日本薬剤師会、佐賀県薬剤師会、各支部薬剤師会
16	日本看護協会、佐賀県看護協会、各支部看護協会
17	日本歯科医師会、佐賀県歯科医師会、県内郡市歯科医師会
18	日本栄養士会、佐賀県栄養士会
19	佐賀県在宅生活サポートセンター

※ 上記の他、介護支援専門員の質の向上に資すると認められる研修を行っている団体で、県が
 適当と認めるものも対象とする。(要事前確認)